

平成22年度

福島町議会定例会

4月会議議案

福 島 町



議案第 1 号

町税条例の一部改正について

町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 4 月 2 6 日提出

福島町長 村 田 駿

町税条例の一部を改正する条例

町税条例（昭和 30 年福島町条例第 46 号）の一部を別紙のように改正する

## 別紙

改正前	改正後
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第27項及び第28項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額に、その納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期限については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項、<u>第5項又は第24項</u>の規定による申告書に限る。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第27項及び第28項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(均等割の税率)</p> <p>第31条 (略)</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額に、その納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期限については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項 <u>又は第19項</u>の規定による申告書に限る。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(均等割の税率)</p> <p>第31条 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 (略)</p> <p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に法第 312 条第 3 項第 1 号の法人税額の課税標準の算定期間、<u>同項第 1 号の 2</u>の連結事業年度開始の日から 6 月の期間若しくは<u>同項第 1 号の 3</u>の連結法人税額の課税標準の算定期間、<u>同項第 2 号の均等割額の算定期間又は同項第 3 号</u>の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数に乗じて得た額を 12 で除して算定するものとする。この場合における月数は暦に従つて計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときは、切り捨てる。</p> <p>(中 略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に法第 312 条第 3 項第 1 号の法人税額の課税標準の算定期間、<u>同項第 2 号</u>の連結事業年度開始の日から 6 月の期間若しくは<u>同項第 3 号</u>の連結法人税額の課税標準の算定期間又は<u>同項第 4 号</u>の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数に乗じて得た額を 12 で除して算定するものとする。この場合における月数は暦に従つて計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときは、切り捨てる。</p> <p>(中 略)</p> <p><u>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</u></p> <p><u>第 36 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)</u>で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、<u>施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該給与支払者の氏名又は名称</u></p> <p><u>(2) 扶養親族の氏名</u></p> <p><u>(3) その他施行規則で定める事項</u></p> <p><u>2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 前 2 項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。</u></p>

改正前	改正後
	<p>4 <u>給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。))により提供することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</u></p> <p><u>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</u></p> <p><u>第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で、町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払いを受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該公的年金等支払者の名称</u></p> <p><u>(2) 扶養親族の氏名</u></p> <p><u>(3) その他施行規則で定める事項</u></p> <p>2 <u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前</u></p>

改正前	改正後
<p>(中 略)</p> <p>(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得及び<u>公的年金等に係る所得</u>以外の所得がある場合においては、当該給与所得及び<u>公的年金等に係る所得</u>以外の所得に係る所得割額を前項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得及び<u>公的年金等に係る所得</u>以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得及び<u>公的年金等に係る所得</u>以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得及び<u>公的年金等に係る所得</u>以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でない認めら</p>	<p>項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 <u>第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。</u></p> <p>4 <u>公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得_____以外の所得がある場合においては、当該給与所得_____以外の所得に係る所得割額を<u>同項の規定</u>によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得_____以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得_____以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得_____以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でない認めら</p>



改正前	改正後
<p>れる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>れる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得  <u>以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得</u>  <u>以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</u></p>
<p>4 (略)  5 (略)  (給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)</p>	<p>4 <u>第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第47条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。</u></p>
<p>第45条 前条第1項から第3項までの規定による特別徴収に係る町民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第1項の納税義務者に対して給与の支払をする者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。)(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。)で所得税法第183条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、<u>前条第4項</u>の規定による特別徴収に係る町民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して、新たに給与の支払をする者となつた者とする。</p>	<p>第45条 前条第1項から第3項までの規定による特別徴収に係る町民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第1項の納税義務者に対して給与の支払をする者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。)(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。)で所得税法第183条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、<u>前条第5項</u>の規定による特別徴収に係る町民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して、新たに給与の支払をする者となつた者とする。</p>
<p>2 (略)  (中 略)  (法人の町民税の申告納付)</p>	<p>2 (略)  (中 略)  (法人の町民税の申告納付)</p>
<p>第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、<u>第5項、第24項、第27項及び第28項</u>の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、<u>第5項、第24項及び第28項</u>の申告納付にあつてはそれぞれ</p>	<p>第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、<u>第19項、第22項及び第23項</u>の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、<u>第19項及び第23項</u>の申告納付にあつてはそれぞれ</p>

7

改 正 前	改 正 後
<p>れこれらの規定による納期限までに、<u>同条第 27 項</u>の申告書にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、<u>法第 321 条の 8 第 29 項</u>及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 <u>法第 321 条の 8 第 27 項</u>の申告(<u>同条第 26 項</u>の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、<u>第 5 項又は第 24 項</u>の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの間の日数に応じ、当該税額に 14.6 パーセント(申告書を提出した日(<u>同条第 28 項</u>の規定の適用がある場合で当該申告書が、その提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、法人が法第 321 条の第 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、<u>第 5 項又は第 24 項</u>の申告書を提出した日(当該申告書が、その提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から 1 年を経過する日後に<u>同条第 27 項</u>の申告書を提出したときは、詐欺その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該年 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(<u>法第 321 条の 8 第 28 項</u>の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>5 (略)</p>	<p>れこれらの規定による納期限までに、<u>同条第 22 項</u>の申告書にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、<u>法第 321 条の 8 第 24 項</u>及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 <u>法第 321 条の 8 第 22 項</u>の申告(<u>同条第 21 項</u>の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は<u>第 19 項</u>の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの間の日数に応じ、当該税額に 14.6 パーセント(申告書を提出した日 (<u>同条第 23 項</u>の規定の適用がある場合で当該申告書が、その提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、法人が法第 321 条の第 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は<u>第 19 項</u>の申告書を提出した日(当該申告書が、その提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から 1 年を経過する日後に<u>同条第 22 項</u>の申告書を提出したときは、詐欺その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該年 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(<u>法第 321 条の 8 第 23 項</u>の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>5 (略)</p>

改 正 前

6 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係という。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。))に限る。))については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下**本項**及び第52条第2項において同じ。)(の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。))に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(中 略)

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項、**第5項又は第24項**の納期限(同条第28項の申告納付に係る法人税割に係る不足額についても同条第1項、第2項、**第4項は又は第5項**の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)(の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項、**第5項又は第24項**の申告書を提出した日(当該申告書が、その提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐欺その他不正の行為によ

改 正 後

6 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係という。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。))に限る。))については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下**この項及び第52条第2項**において同じ。)(の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。))に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(中 略)

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項**又は第19項**の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足額についても同条第1項、第2項**又は第4項**の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)(の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項**又は第19項**の申告書を提出した日(当該申告書が、その提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐欺その他不正の行為によ

